

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（周知依頼）

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例などの取扱いについて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和5年3月31日職発0331第39号厚生労働省職業安定局長）が別添のとおり発出されたところです。

就労系障害福祉サービス事業所においては、日頃から障害者を雇用する企業やハローワークをはじめとした地域の関係機関と連携して、利用者の就労支援に取り組んでおられることと存じますので、当該通知の内容について、管内の就労系障害福祉サービス事業所へ周知くださいますよう、御協力をお願いいたします。